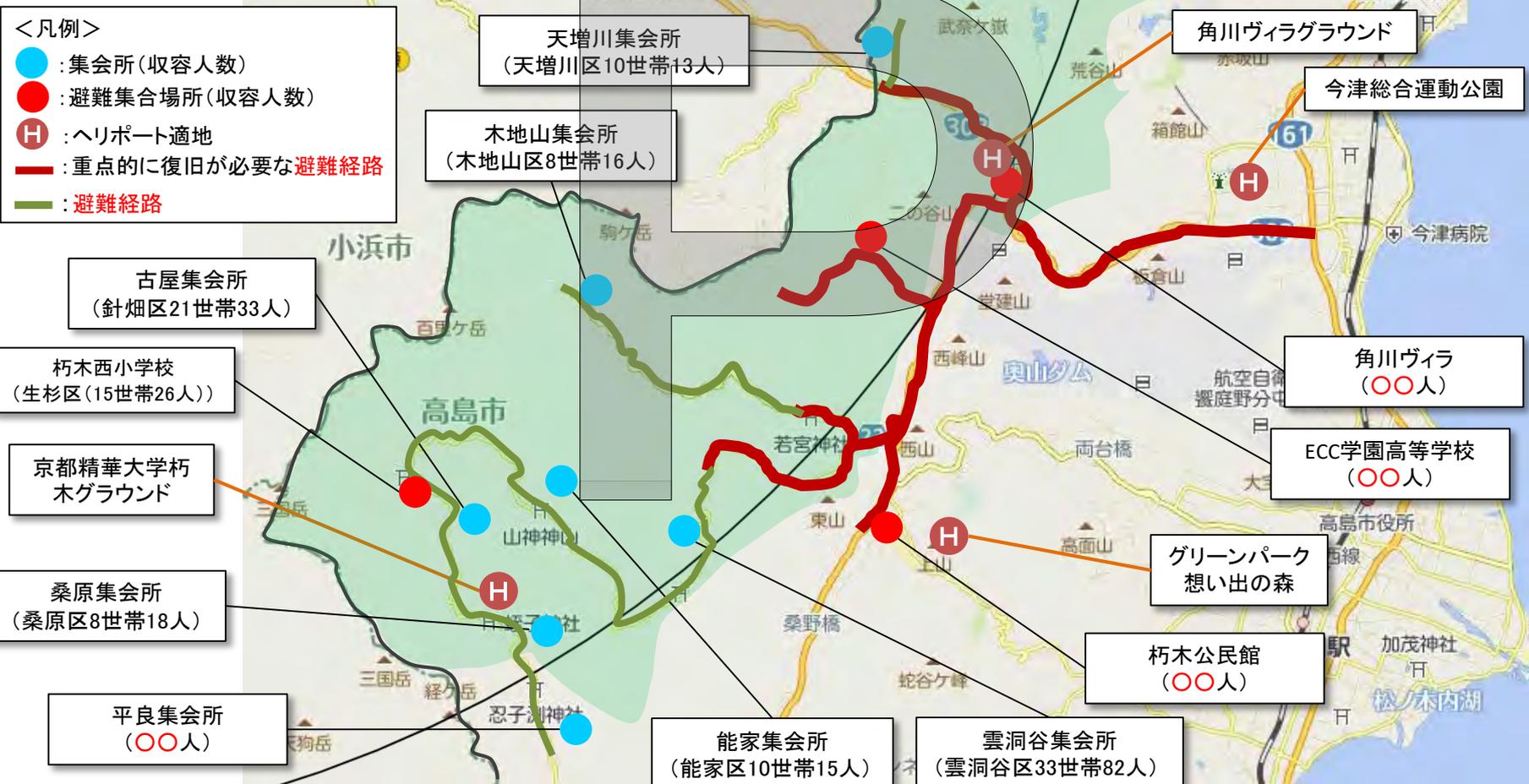


滋賀県における孤立した場合の対応 (高島市西部)

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、一時移転等の指示が出た場合には、避難を実施。
- 高島市内のUPZは山地であることから、複合災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、**空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。**
- 家屋で屋内退避ができない場合は、避難集合場所または集会所(避難集合場所等)で屋内退避を行う。避難集合場所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を**実施。**
- 道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。**

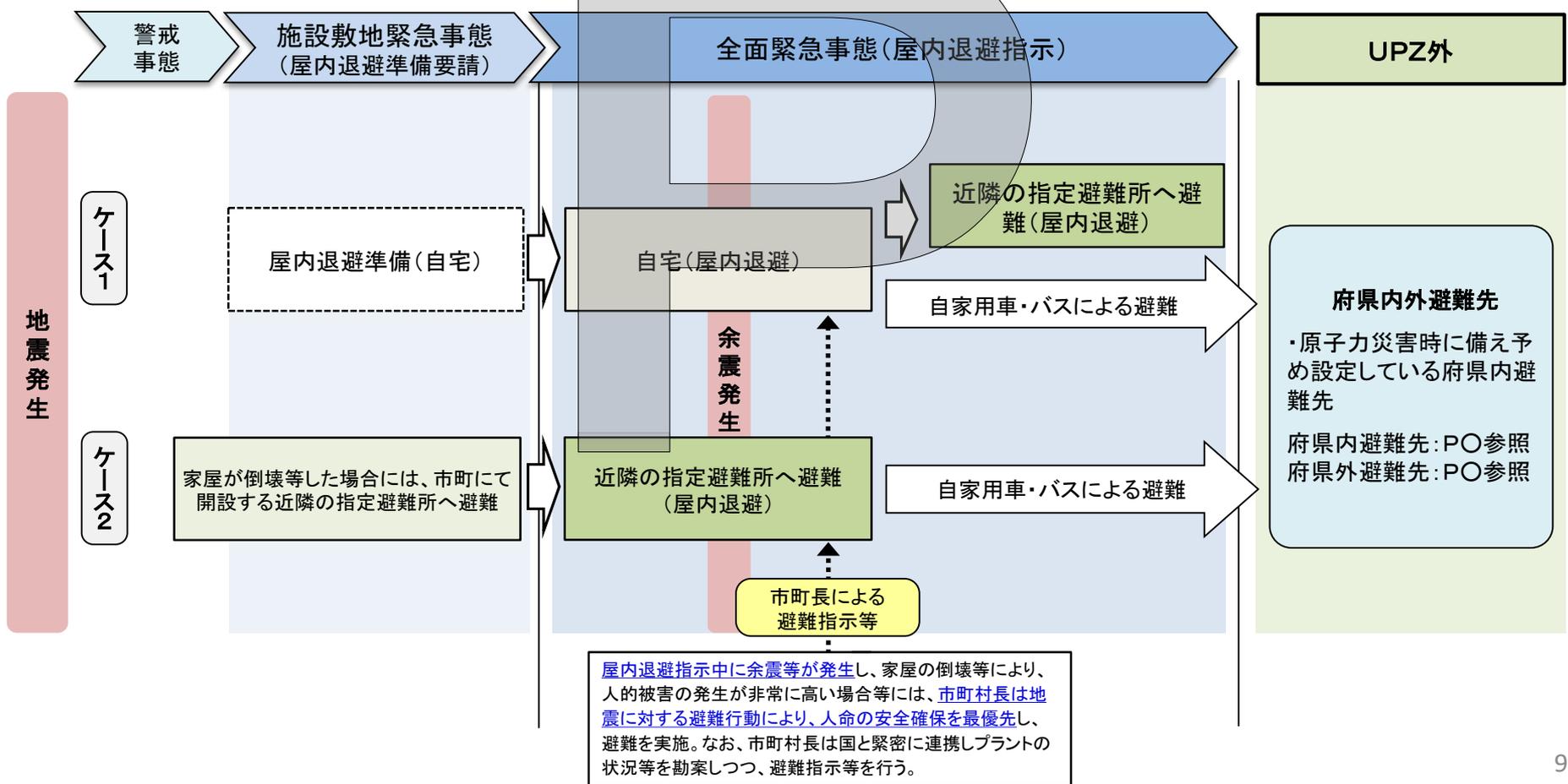


※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合や道路啓開ができない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

複合災害等（地震）により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震等による家屋の倒壊等により、家屋における滞在等が困難な場合には、市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避実施中に余震が発生し、家屋や近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保等の地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町長は、被害の状況等に応じて、市町域もしくは府県域を超える避難指示等を行う。
- また、市町長が屋内退避指示中に避難を実施する際には、国（原子力災害対策本部）及び地方公共団体等は、住民等の避難を安全を確保するために、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等を市町長に提供する。

<屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合>



- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。**ここではあえて**、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が56台、ストレッチャー車両が40台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と141台であり、必要台数を確保。
- **また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)福井県タクシー協会が保有するタクシー(800台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)**
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	250 台	199 台	
医療機関	173 台	253 台	
社会福祉施設	350 台	105 台	
合計	773台※1	557台※2	※1 車椅子車両は1台あたり2名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	56台	40台	・ピストン輸送(14往復)を想定 → 0.1μS基準に基づき、空間放射線量が高い区域を特定し、該当区域の住民が一時移転等を実施することから、必要車両数の全てが同時に必要とされない点に留意



県内の福祉車両保有数	704台	141台	・県内における医療機関や社会福祉施設、消防等における保有台数の合計数
(一社)福井県タクシー協会によるタクシー保有数	000台		・一般タクシーは、座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、**ストレッチャー・車椅子兼用車両**21台)について活用
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。**ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。**
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が〇〇台、ストレッチャー車両が〇〇台に対して、**京都府内における保有車両数はそれぞれ、〇〇台と〇〇台であり、必要台数を確保。**
- **また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)京都府タクシー協会が保有するタクシー(〇〇台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)**
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	台	台	
医療機関	台	台	
社会福祉施設	台	台	
合計	台※1	台※2	※1 車椅子車両は1台あたり〇名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	〇台	〇台	・ピストン輸送(14往復)を想定 ・ 〇H基準に基づき、空間放射線量が高い区域を特定し、該当区域の住民が一時移転等を実施することから、必要車両の全てが同時に必要とならない点に留意



県内の福祉車両保有数	〇〇〇台	〇台	・県内における医療機関や社会福祉施設、消防等における保有台数の合計数
(一社)京都府タクシー協会によるタクシー保有数	〇〇〇台	〇台	・一般タクシーは、車椅子を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が〇〇台、ストレッチャー車両が〇〇台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、〇〇台と〇〇台であり、必要台数を確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)滋賀県タクシー協会が保有するタクシー(〇〇台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	台	台	
医療機関	台	台	
社会福祉施設	台	台	
合計	32台※1	1台※2	※1 車椅子車両は1台あたり〇名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	〇台	〇台	・ピストン輸送(14往復)を想定 ・〇H基準に基づき、空間放射線量が高い区域を特定し、該当区域の住民が一時移転等を実施することから、必要車両の全てが同時に必要とならない点に留意



県内の福祉車両保有数	〇〇〇台	〇台	・県内における医療機関や社会福祉施設、消防等における保有台数の合計数
(一社)滋賀県タクシー協会によるタクシー保有数	〇〇〇台	〇台	・一般タクシーは、車椅子を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される**点に留意**。ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、**県内避難先に原則自家用車による一時移転等**を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数**3,725**人、必要車両数85台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は882台と必要台数を確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細については○頁参照)。

		合計	おおい町	小浜市	高浜町	若狭町	美浜町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	74,478	7,737	30,095	10,731	15,718	10,197	H28.1.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	3,725	387	1,505	537	786	510	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定 ^{※1}
必要車両台数 ^{※2}		85	9	34	12	18	12	バス1台当り45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	882	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。

※2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、**集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施** 94

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される**点に留意**。ここではあえて、京都府におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数86,902人、必要車両数1,450台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,261台と必要台数を確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細については○頁参照)。

		合計	京都市	舞鶴市	綾部市	南丹市	京丹波町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	86,902	298	81,177	6,642	3,499	286	H28.1.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	65,179	224	60,883	1,232	2,625	215	・UPZ内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定※ ¹
必要車両台数		1,450	5	1,353	28	59	5	バス1台当り45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社保有車両	2,261	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保【滋賀県】

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される**点に留意**。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数571人、必要車両数36台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は505台であり、可能な限りの配車を要請。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細については○頁参照)。

		高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	571	H28.1.1時点
	バスによる一時移転等 が必要となる住民	571	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時 移転等が必要となると想定
必要車両台数		36	バス1台当り17人程度の乗車を 想定



滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	505 (平成25年11月時点)	滋賀県内のバス会社から必要 な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体 から輸送手段を調達

※ 不測の事態により上述の輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請